

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年8月20日

香川県監査委員 宮 本 欣 貞
 同 都 村 尚 志
 同 鍋 嶋 明 人
 同 仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。（みどり保全課）</p> <p>(イ) 随意契約に係る試葉購入の単価契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していなかった。（環境保健研究センター）</p> <p>(ウ) 委託業務について、予定価格調書を作成せずに契約を締結しているものがあった。（環境政策課）</p> <p>イ 備品の管理について</p> <p>業務委託契約に係る委託料の中で整備した備品について、備品の登録等が行われていなかった。（みどり保全課）</p> <p>ウ 郵便切手類受払簿について</p> <p>有料道路通行回数券について、受払簿が作成されていなかった。（環境政策課）</p>	<p>直ちに契約内容を公表した。</p> <p>直ちに契約内容を公表した。</p> <p>予定価格調書の作成を徹底した。</p> <p>直ちに備品登録し、当該備品の貸付契約を締結した。</p> <p>直ちに所定の手続をとり、受払簿を作成した。</p>
検討指示事項	<p>収入事務について</p> <p>試験検査等の手数料の算定方法については、人件費等を含めた総コストを受益者に負担させることを基本とすべきであるが、一方でサービスの性質や</p>	<p>試験検査等の手数料の算定方法等について、体系化した考え方を早急に文書化する。</p>

公益性等を考慮した手数料水準とする必要もあることから、体系化した考え方を文書化し、実施していくことを検討する必要がある。（環境管理課、環境保健研究センター）